

【新型コロナウイルス】豪州政府による 500 人以上の集会取り止め要請及び豪州人の海外渡航の再検討

【ポイント】

- 3月16日から、豪州政府は、500人以上の必要不可欠ではない集会の取り止めに要請しました（学校・大学・公共交通機関・空港等を除く）。
- 3月13日、豪州外務貿易省は、豪州人に必要不可欠ではない海外渡航を再検討するよう発表しました。
- 中国本土、イラン、韓国及びイタリアに関する現在の入国制限は、今後も継続されます。
- 在留邦人の皆様、豪州に滞在する方、これから渡航を予定されている方は、関係機関の情報にご注意願います。

【本文】

1 豪州における状況

連邦政府の発表によると、豪州において新型コロナウイルスの症例は、現在156名（3名死亡を含む）が確認され、NSW州77名、QLD州24名、VIC州23名、SA州11名、WA州7名、TAS州3名、ACT1名、ダイヤモンド・プリンセス関連10名（3月13日11時00分）となっています。

2 500人以上の集会取り止め要請

3月13日、モリソン首相は記者会見で、3月16日から、組織化された500人以上が集まる必要不可欠ではない集会を開催しないよう要請しました。この措置には、学校、大学、公共交通機関及び空港等は含まれていません。

○豪州首相府の記者会見記録

<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-premiers-and-chief-ministers-parramatta-nsw>

3 豪州人の海外渡航の再検討

（1）豪州外務貿易省は、渡航先の国、年齢、健康状態にかかわらず、必要不可欠ではない海外渡航を再検討するよう同省ホームページで発表しました。これは、日本を含む全ての国（レベル4が既に発出されている国を除く）に対し、不要不急の渡航を再検討するよう呼びかけるもので、豪州の渡航情報4段階のうち、上から2番目のレベル3に全ての国を引き上げるというものです。

（2）同省の発表によれば、これは、海外渡航により新型コロナウイルスに感染する危険性が高まること、また、海外への旅行が、世界各国が実施する突然で頻繁な規制の変更により、より複雑で予測不可能な状態になっているためです。

○豪州外務貿易省発表

<https://www.smartraveller.gov.au/news-and-updates/coronavirus-covid-19>

#### 4 豪州政府の外国人入国制限措置の継続

中国、イラン、韓国及びイタリアからの外国人（永住者等除く）の入国制限措置も継続して実施されています。内務省のホームページによれば、本件措置は一時的なものであり見直されるとのことですので、最新の情報は同省のホームページをご覧ください。

○豪州内務省新型コロナウイルスに関する入国規制措置

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-media/current-alerts/novel-coronavirus>

#### 5 詳細情報

豪州首相府の記者会見記録については以下へご照会ください。

(Prime Minister Contact 入力フォーム)

<https://www.pm.gov.au/contact-your-pm>

#### 【参考となるサイト】

○豪州連邦保健省の新型コロナウイルス特設ページ

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

○豪州外務貿易省新型コロナウイルス特設ページ

<https://www.smartraveller.gov.au/COVID-19-australian-travellers>

○NSW州保健省の新型コロナウイルス特設ページ

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/diseases/Pages/coronavirus.aspx>

○NSW州ベレジクリアン首相とチャン首席保健責任者の記者会見(youtube)

<https://youtu.be/y3kKraiNB6A>

○北部準州政府の新型コロナウイルス特設ページ

<https://secure.nt.gov.au/alerts/coronavirus-covid-19-updates>

○日本国外務省海外安全ホームページ

(各国・地域での新型コロナウイルス発生状況、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○日本国厚生労働省ホームページ (新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○首相官邸ホームページ

(新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～)

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>